

## 100. 档案（文書）史料から読み解く明代中国の政策と法制との関係－特に明代後期の政策に及ぼした先例踏襲化の影響

弘前大学 人文社会科学部 教授 荷見 守義

### 概要

16世紀の中国で盛んに条例集が編纂された。その背景には歴代皇帝が政策判断の度に方針を示さなければならず、新政策の中で今後踏襲すべき皇帝の指示内容が条例となった。条例集編纂は条例を蓄積して参照しようとする動きがであるが、その後の政治に対して、謂わば先例踏襲化の動きはどのような影響を与えたのか、従来不明瞭である。明代後期の中国では経済的活況とは裏腹に、国際環境や生態環境は厳しくなるため、先例を踏襲しては政策対応できなかつたはずである。本研究は明朝後期の政治決定において、条例はどのように生成され、先例はどの程度踏襲されていたのか、関連史料を収集・読解した結果を国際学会で公表し、論考として公刊する。

まず、明朝に関係する条例集を入手するとともに、東洋文庫及び内閣文庫において明代後期の条例生成に関連する奏疏類・地誌類収載の档案類を博搜し検討した結果、具体的な事例として研究を進めた壬辰戦争については、「東征事例」と呼称される例が生成されており、これが修正を繰り返しながら引き継がれたことが判明し、従来にはなかった視点から壬辰戦争の研究を進めることができ、これを国際学会で発表し、韓国で刊行予定の刊行物に掲載されることとなった。今後であるが、「東征事例」などの研究結果から、処罰以外の政治決定にも広く条例が関わっていることが分かった。処罰・非処罰の二領域の条例を、実際の政治展開に組み込んだ新たな政治史研究のスタイルを確立していく必要があり、これが新たな課題である。末筆ながら三菱財団令和5年度人文科学助成採択により、国内の国公立大学で所有していない条例集を購入可能となり、本研究の進展が可能になった。記して感謝申し上げる。

### 背景および目的

16世紀の中国で『皇明条法事類纂』という15世紀後半の法例や先例を集めた条例集が編纂されるが、本書は当該時期の政策決定において今後参照すべきと判断した例(=条例・事例)を収集したものであると考えられている。このような条例集は明朝中期(15世紀後半頃)から顕著に制作され始め、16世紀半ば頃までは作成され続けた。例がされた背景には、明朝の基本法典である律令が貧弱に過ぎるため、歴代皇帝は政策判断の度に方針を示さなければならなかつたことがある。このような新たな政策決定の中で、今後踏襲すべき皇帝の指示内容が例となった。しかし、明朝前半期(14世紀後半から15世紀前半)の例は皇帝一代限りのものであった。それが明朝中期、条例を蓄積する動きが顕著になっていくのであるが、それでは明代後期(16世紀から17世紀前半)の政治に対して、この条例蓄積、つまり先例踏襲化の動きはどのような影響を与えていたのかについて、管見の限り研究の対象になつたことはない。以上が背景である。

明代後期の中国では経済的活況とは裏腹に、国際環境や生態環境は厳しくなつていった。このため、先例踏襲だけでは政策対応できなかつたはずである。そこで本研究は明朝後期の政治決定において、先例はどの程度踏襲されていたのか、先例では対応できない事態に対して、新たな条例は生成されていたのか、また、その運用について分析することで、政策決定と法制との関係性を問う新たな研究手法を探究することを目的とする。

## 方法

本研究は歴史文献を政策判断の基準とは何かに関心を払って読み込んでいくことをスタイルとする。つまり、なぜそのように決めたのかを知ることである。明朝は皇帝政治の完成形である皇帝専政体制の完成期とされる。国家の最終決定は皇帝のみが下すものである。ただ、最終決定に当たって、お膳立ては内閣大学士を頂点とする官僚機構においてなされた。決定事項にはルーティンなものアドホックなものがある。ルーティンなものに対しては政策基準を決めて、その後は前例踏襲していけば効率的である。この政策基準が例となる。そうであれば、例は政策判断の産物であり、政策決定過程と切り離すべきではない。特定の政治案件の展開過程で例がどのように生成され、運用され、改変されているかを、各条例集と比較しながら検証することとする。

以上の方法を念頭に、条例関連史料の収集及びそれと既存史料との突き合わせによる分析を進めた。このため、必須の史料集である楊一凡編『明清条例選編』(全38冊、社会科学文献出版社、2022年) 虞浩旭主編『天一閣藏明代政書珍本叢刊』(全22冊、線装書局、2010年)などを購入するとともに、明代後期の奏疏類・地誌類の中で公益財団法人東洋文庫及び内閣文庫所蔵の未刊行史料を閲覧、複写することによって収集し、分析を進めていった。

## 結果および考察

条例と歴史事象に関するテーマは無数であり、本助成の期間になし得たことは僅かであり、寧ろ、今後、多くの業績を生み出していくことになる。ただ、僅かな中でも国際学会で発表できる成果を得たことは今後の足がかりとしてとても大きいことであった。

### 1) 条例研究の二系統への注目

従来の法制史研究における条例研究では処罰規定しか扱わない傾向がある。これは明朝の基本法典である律令のうちで、処罰規定である明律は比較的系統立っており、のちの間刑条例など追加された規定は大明律の体系に則って整理されるなど、法律らしさがある。これに対して、非処罰規定である大明令は機能せず、体系としては『諸司職掌』がのちの『大明会典』に引き継がれたぐらいであるから、寧ろ条例が重要な意味を持つ。そこで本助成の期間に、非処罰規定の具体的な事例として壬辰戦争及び官僚叙任の規定について検討を進めた。その結果、処罰以外の政治決定にも広く条例が関わっていることが分かり、処罰・非処罰の二領域で研究が可能であることが分かった。

### 2) 法制史研究と政治史研究とのドッキング

ポストモンゴル国家群の一翼を占めた明朝の政策判断はモンゴルが支配する以前の中華王朝とはどう異なっているのかの把握が、政治史においては重要な論点である。このことにおいて、従来から国家基本法典の貧弱さと、それに代わる条例蓄積の重要性が指摘されつつ、必ずしも法典及び条例と政策形成を関連付ける研究は進展して来なかった。しかし、明朝創業者である朱元璋ですら御製大誥など自身の言行録を配付することで多様な事態に対する判断を示さざるを得なかった。大胆な見方をすれば御製大誥すら例と言い得るかもしれない。王朝創業者ですらこのような有様であったので、歴代の皇帝も政策決定の場面では、官僚との協議しつつ、その都度ごとに判断を下して来た。皇帝の下す判断は詔勅や諭などの皇帝命令として発出されると、修正・撤回されることのない規制力を発揮する。その上で、これら皇帝命令は例(=事例)として蓄積され、のちの判断の根拠になった。しかし、皇帝が代替わりするとこれらの例はリセットされ、また、最初から皇帝は判断しなければならなかった。それがおおよそ明代中期頃からこの例が蓄積されることが学界では指摘されており、その代表的なものとして『皇明条法事類纂』の内容復原研究が進行中である。この研究は条例を復原し、そこから直接的に史実を理解しようとする傾向の強いものである。ただ、明朝は法治国家というわけではないから、単に条例の復原だけでは豊かな成果は産出できないことは明白である。寧ろ、無数の条例が無限に生滅を繰り返すことに着目し、例が生成される政治的瞬間を動的に捉え、政治的判断も既知の事態には前例を踏襲し、未知の事態では新たな政治判断を示し、または前例を修正していたこと、つまり、蓄積される例は参考例であっても、絶対的な法典ではなかったことを、実際の政治判断の中から読み取ることが重要であることが分かった。

### 3) 東征事例の検討

壬辰戦争(文禄・慶長の役、1592～1598)についての研究は日中韓を中心に国際的な研究が始まった若い分野である。主な研究対象としては本戦争についての実態解明に関心が集中している。このことはそれだけ史実として不明瞭なことが多すぎるためである。しかし、本戦争についての史実追求から一歩引いて、明朝政治史の流れの中に本戦争を位置づけてみると、明朝にとっては従来あった様々な規定を応用しつつも、異域に国軍を派遣する機会が殆ど無かったため、新たに膨大な対策を施さざるを得なかった。これらの新たな取り組みから「東征事例」もしくは「征倭事例」と呼称される例が生成されており、かつ、これが修正を繰り返しながら引き継がれたことが分かってきた。この新視点を2025年4月に韓国で開催される国際学会で発表する予定で、また韓国で刊行予定の国際学会記念刊行物に掲載される運びとなった。

#### 4) 官僚叙任規定の検討

東征事例とは逆に先例踏襲の傾向が強く表れるのがルーティンの規定である。官僚叙任規定は恐らく明代を通して大きな変化が無かったのではないかと思われるもので、空きポストに対して新任者が選抜されると、勅書と呼ばれる辞令が交付され、場合によっては辞令とは別に職務に対する具体的な注文が皇帝から発出された。ただ、勅書が発出されない場合もあって、例があっても全ての場合において厳格に例が執行されたわけではないことが今回分かって来て、論文にまとめた。

(完)

### 発表論文

- 1) 荷見守義 2024「明代中国における辞令をめぐって奏疏類収載史料の検討を中心に」『人文研紀要(中央大学人文科学研究所)』109、pp.1-35
- 2) 荷見守義 2025「壬辰戦争時、明軍錢穀支給とその監察における事例生成と運用」国際シンポジウム「東アジアの国際戦争と軍需物資予稿集」(400字×29枚) 2025年4月25日開催予定 大韓民国 鎮海海軍士官学校 海軍士官学校海洋研究所主管 韓国海洋戦略研究所 (KIMS)・東国大学 HK+事業団・東国大学汝諧研究所共催 韓国研究財団後援

### 引用文献

- 1) 山本英史編『中国近世法制史料読解ハンドブック』公益財団法人東洋文庫、2019年
- 2) 楊一凡『明代則例輯考』社会科学文献出版社、2023年